

旭川市立大町小学校

学校いじめ防止基本方針

すべての子どもが「えがおでいきいき」するために



令和5年4月 改定

【目次】

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの理解	2
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	4
1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標	
2 児童が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	5
4 いじめ防止の取組	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	7
6 いじめへの対処	
7 いじめの解消	9
8 いじめの重大事態への対応	10
9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携	11
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処	
11 学校いじめ防止プログラム	12

【別紙資料】

<別紙> 早期発見・事案対処マニュアル

<別紙> いじめ発見・見守りチェックリスト

<別紙> 主な相談窓口

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、いじめなどの不正行為を許さない集団づくりを進め、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

令和4年度、本校では、いじめによる重大事態は発生していませんが、1件のいじめ認知事案が発生しています。いじめアンケートで発覚した事案を担任が聞き取りを重ね、いじめの認知に至りました。学校いじめ対策組織にて対策を検討し、被害児・加害児双方の聞き取りを重ねるだけでなく、学級での指導や保護者への説明など、職員や保護者との連携を密にしながら解決に向けて取り組み、事案の解消に至りました。

また、「仲間に入れて。」の声小さかったため、「友達に無視された。」と感じてしまったり、楽しく雪遊びをしているつもりが、「冷たくて嫌だった。」思いを伝えられなかったり、というケースも、アンケート結果から明らかになっています。これらについても、担任や当該児童と関わりのある教員が丁寧に聞き取りを行って対応することによって、望ましい友人関係や望ましい集団となるよう指導を重ねることができました。今後も児童の人間関係などの小さな変化を見落とさずにキャッチし、素早い対応が必要であることがいじめ対策組織において確認されました。

また、令和3年度は、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対し、数名が「よくわからない」と回答していましたが、令和4年度のアンケートでは、すべての児童が、「いじめは絶対に許されない」と答えています。また、すべての児童が、嫌な思いをしたときに相談する相手がいることがアンケートによって明らかになっています。

これらのことから、令和5年度の目標として、令和4年度に引き続き、①いじめを許さない集団づくり、②全教職員でアンテナを張り巡らせ、児童の細かな変化も読み取る、③学校をあげて、「いじめゼロ」に近づけることとします。

いじめの対応については、情報を共有化するとともに、担任に任せることなく、複数教員で対応すること。月例の職員会議でも取り上げ、取組の見直しを継続し、柔軟な対応をするものとします。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、児童会を中心にいじめの問題等について話し合い、学校いじめ防止基本方針（児童版）を作成する等「いじめ防止」につながるための各種取組を行っています。

① 縦割り班活動

学級ごとに清掃などの活動をする他、1年生から6年生までを縦割りにした5つの班をつくり、活動しています。縦割り班では、6年生を中心に上級生が下級生をやさしくサポートしたり、基本的な学校きまりなどを教えたりしています。ここでは、ピア・サポートの役割も果たしています。具体的な活動としては、

ア 毎週火曜日を「縦割り班清掃の日」とし、いつもとは違う掃除区域を違うメンバーで掃除します。

- イ 縦割り班ランチを実施し、給食のないお弁当の日に、縦割り班ごとに楽しい会話をしながらお弁当を食べます。
- ウ 児童会主催の「たんぽぽ集会」（夏冬2回），保体委員会主催の「全校遊び」，6年生主催の「全校遊び」を実施して、スポーツをしながら異学年交流をし、人間性を高めています。

② 児童会によるいじめ防止キャンペーン

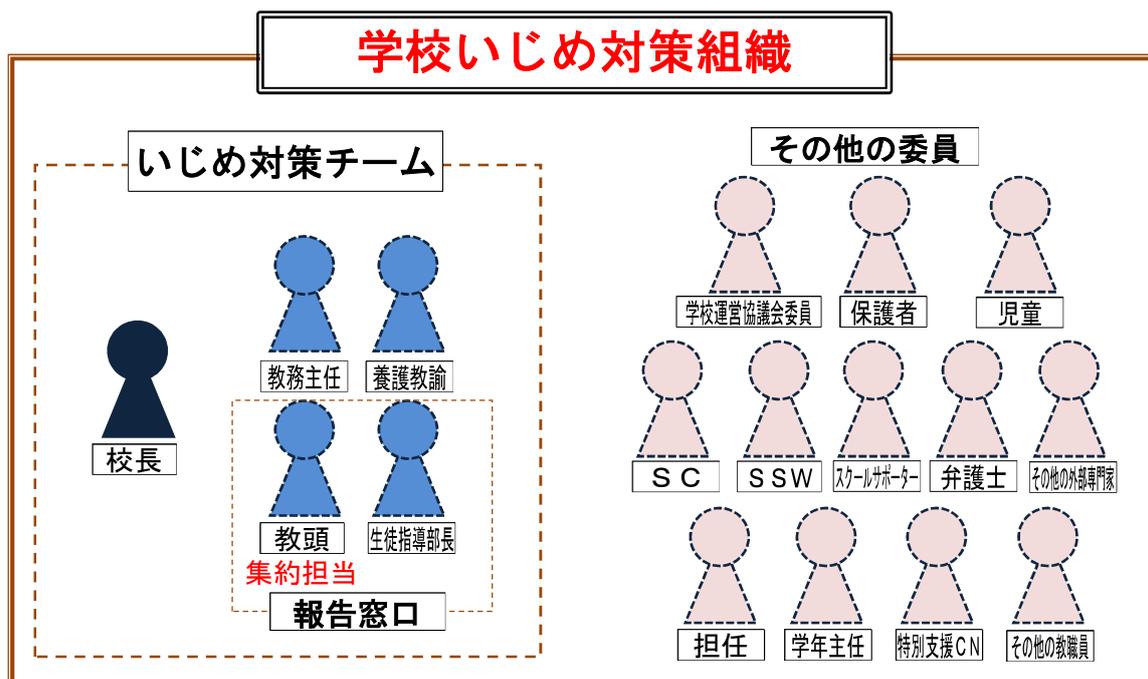
児童会が中心となって、全校児童からいじめ防止のスローガンを募集して、制定しています。令和5年は、

「みんなが友達を大切にして 大町小学校からいじめをなくそう」

です。集会で発表され、スローガンは廊下や教室に掲示され、全校児童に徹底されています。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う。
- 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する。

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童会が主体となって児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ③ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感^{*1}や自己肯定感^{*2}をはぐくむ指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。

- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ① 日常の観察やふれあい活動、年3回の「いじめ調査」、生活リズムチェックシートの活用、ふれあい週間の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラーの利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ① いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ① いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ② 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

※ 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

(1) いじめの解消

① いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめを受けた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

② 観察の継続

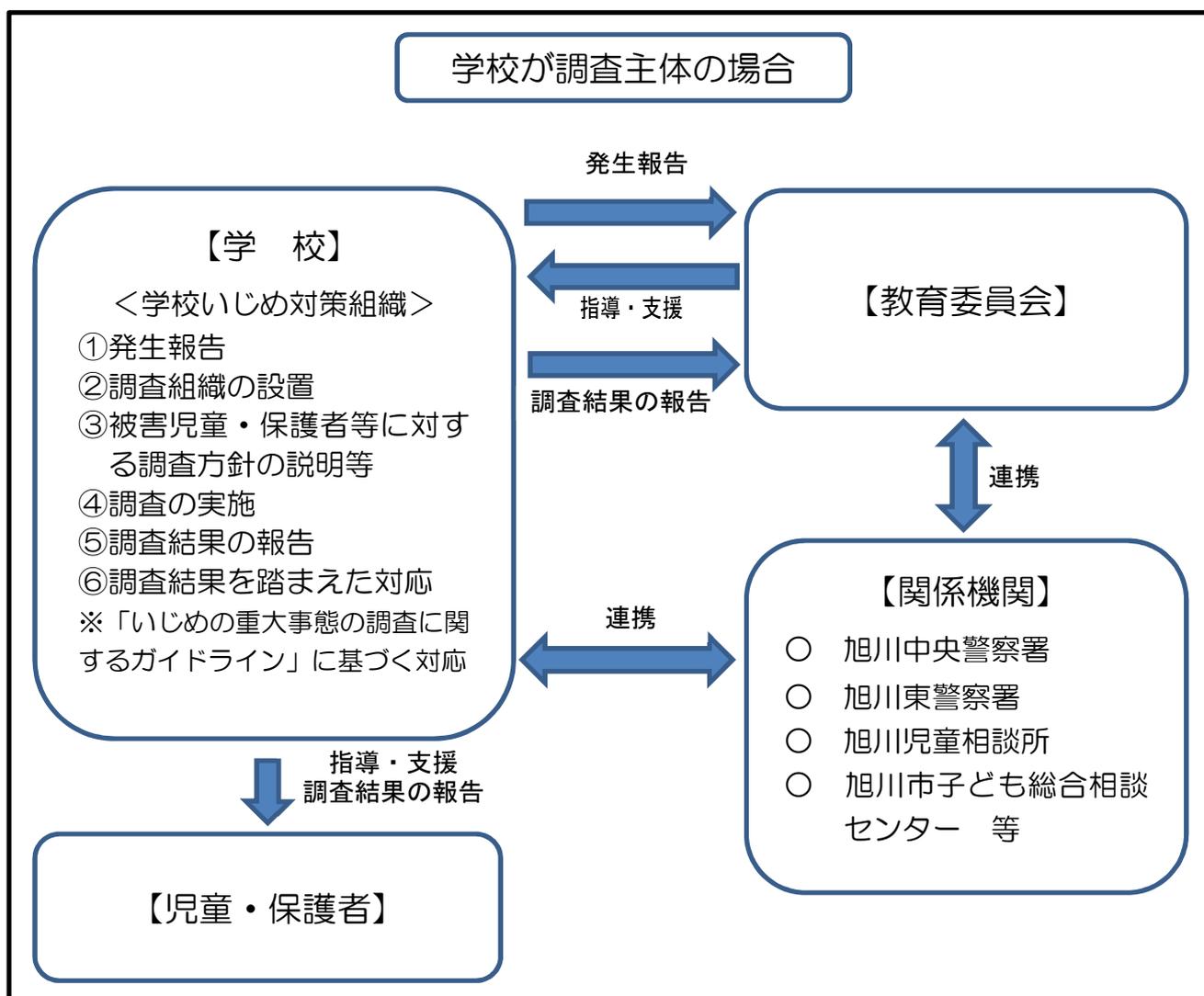
ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- ② 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ③ 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- ④ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

学校は，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ① 学校いじめ防止基本法に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努力します。
- ② いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加えて対処します。
- ③ 民間の相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

学校は，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- ① 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行う。
- ② 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努める。
- ③ 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて関係機関に適切な援助を求める。

11 学校いじめ防止プログラム

—— は、未然防止の取組

- - - - は、早期発見の取組

	4月	5月	6月【強調月間】	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明 ・内容の検討 ・組織の役割、事案対処マニュアル確認、共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導事例研の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案交流の内容検討及び準備、運営 ・ほっと等、各種調査の結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導事例研修 <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートや各種調査結果の活用 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれ合い活動の推進(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「いじめ防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する日常チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する日常チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい週間 		<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市生徒指導研究協 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する日常チェック
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針児童版の 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと等 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
	<ul style="list-style-type: none"> ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅宣言 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強調月間① 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー 子どもホットライン 子ども総合相支援センター 等 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット安全教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生命(いのち)の安全教育 →1・3・5年生で実施 			
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーとの相談 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○チェックリストの活用(通年) 					
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関わる情報収集(通年) 					

	10月【強調月間】	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・後期の重点的な取組 →校内研修の推進 「いのちの学習」</p> <p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査③</p> <p>○近隣小中学校との連携 ・授業参観 等</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討</p> <p>○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p> <p>○いじめに関する日常チェック</p> <p>○ふれあい週間②, 保護者懇談</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討</p> <p>○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検</p> <p>○いじめに関する日常チェック</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討</p> <p>○たんぼぼ集会の実施</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・1年間の取組についての点検・評価</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○市教委いじめに関する実態調査</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた, 学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</p> <p>○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 ○市主催「いじめ防止対策</p> <p>○いじめに関する日常チェック</p>
	<p>○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施</p>	<p>○児童アンケート調査②</p> <p>○人権擁護委員との連携による「人権教室」の実施</p> <p>○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開</p> <p>○スクールカウンセラーとの相談</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー 子どもホットライン 子ども総合相支援センター 等</p> <p>○2学期の取組の状況等についての公表 ・参観日 等</p>	<p>○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等</p>	<p>○児童アンケート調査③</p> <p>○研修会への保護者の参加呼びかけ</p> <p>○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー 子どもホットライン, 子ども総合支援センター 等</p>
児童生徒						
家庭・地域						

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 生徒指導担当 → 教頭 → 校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立大町小学校 TEL 51-1408

